

みんなにやさしい生活空間づくり 推進事業補助金のご案内

狛江市では、すべての方にやさしい生活空間づくりを推進するために、共同住宅の共用部分や小規模な店舗等の出入口、トイレ部分等の改修に対して補助を行っています。

○ 補助の対象となる施設

以下のいずれかの条件にあてはまる施設が対象となります。

- ①共同住宅の共有部分
- ②延床面積が200㎡未満の、医療施設、店舗、飲食店など、不特定多数の方が使用する施設。

※個人住宅は対象となりませんので、ご注意ください。



○ 補助金額

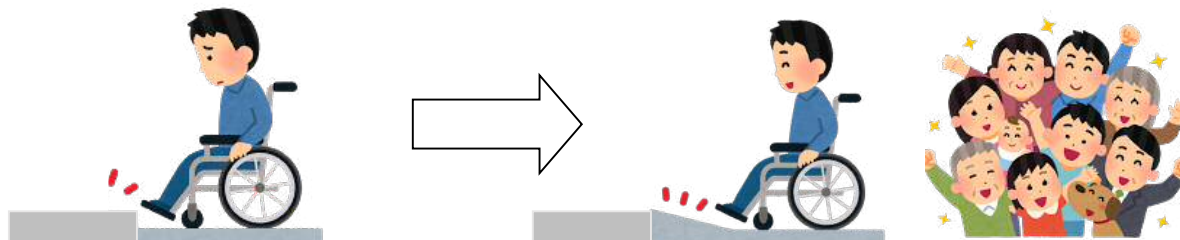
改修に要する経費の1/2 ※ただし、以下の上限額があります。

- ①狛江市福祉基本条例で規定されている福祉環境整備基準に準拠する整備
⇒50万円まで
- ②既存建築物の利便性を図るために設置した、簡易な設備
⇒10万円まで

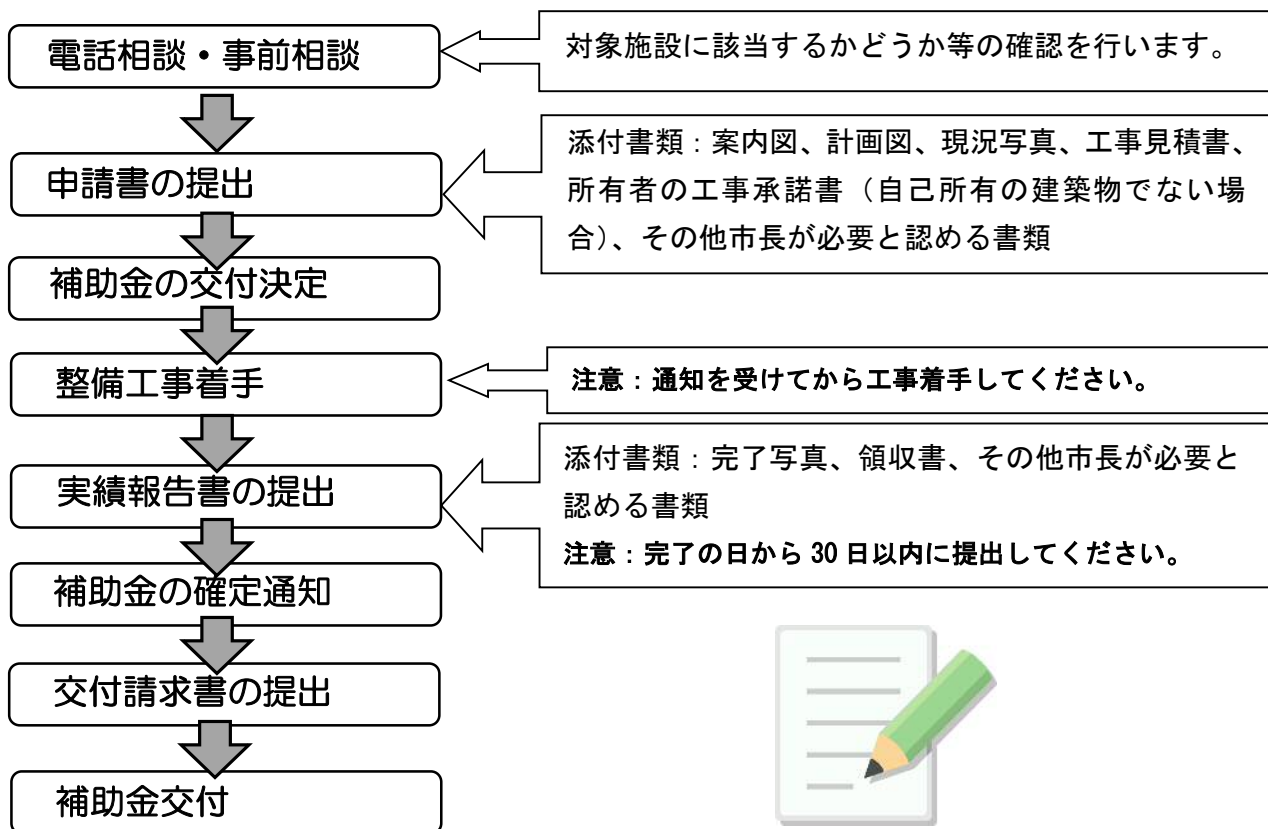
○ 実際の整備例

次のような整備に対して補助を行いました。

- 共同住宅の駐車場にある約 10 cm の段差をなくし、車椅子利用者や高齢者など誰もが円滑に移動できるようなユニバーサルデザインに対応する改修を行いました。



○ 手続きの流れ



■お問い合わせ先

狛江市 福祉保健部 地域福祉課 地域福祉係
☎03-3430-1111（内線 2231・2232）

■狛江市のホームページもご覧ください。

URL：http://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/44,46963,338.html